

## はじめに

消費者の「食」に対する関心が高まっている中で、食品の生産情報（誰が、どこで、どのように生産したか）を消費者に提供する仕組みとして、新しいタイプの「JAS規格」である「生産情報公表JAS規格」が平成15年から制度化されました。

この新しいJAS規格は、事業者が自主的に食品の生産情報（生産者、生産地、農薬、肥料その他使用した生産資材の使用状況など）を消費者に正確に伝えていることを第三者である登録認定機関が認定するものです。

生産情報公表JAS規格は、すでに、牛肉と豚肉について制定・施行されており、農産物（米、野菜、果実、きのこ等）の規格についても平成17年7月30日に施行されています。

（財）食品産業センターは、農林水産省の平成17年度委託事業として、生産情報公表農産物のJAS規格について、認定を希望する生産者を対象とする説明会の開催と当該JAS規格のガイドブックの作成を行っております。

本ガイドブックは、生産情報公表農産物のJAS規格に取り組もうとする生産者、流通関係者等の方々に対する説明会開催に際し、農産物の代表的事例として米、野菜、果実及びきのこについて作成したテキストの内容を基本に、さらに各地の生産・流通関係者から提示された疑問・質問をも含めて、本制度の概要と生産から流通を通じた実務上の基本的な事項・要点をとりまとめたものであります。

また、その他の農産物について生産情報公表JAS規格に取り組もうとする場合には、本ガイドブックに準じ同様に対応することとなります。

なお、本ガイドブックの作成に際して、ご多用中、検討委員として参画された皆様と農林水産省消費・安全局表示・規格課、生産局農産振興課、野菜課、果樹花き課及び林野庁特用林産対策室の担当官のご指導に対し厚く感謝するとともに、生産・流通関係者の皆様が、本冊子を参考として生産情報公表JAS規格の導入に取り組んで頂ければ幸に存じます。

平成18年3月

財団法人 食品産業センター  
理事長 岩崎 充利